

第 1 章

こどもの権利



© 大田区

1 こどもの権利とは

こどもは、一人ひとりが権利の主体です

児童福祉法第1条において、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」と明記されています。

社会のあらゆる分野において、こどもの年齢及び発達の程度に応じてこどもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されなければなりません。

権利は、何らかの義務や責任を果たすことが条件で認められるものではなく、すべてのこどもが生まれながらに持っているものです。

義務や責任は、保護者をはじめとした地域の大人たちが果たすものです。

「こどもの権利条約」 4つの原則

こどもの権利条約は全部で54条あります。そのうち、こどもの権利を考えるとときに特に大事な考え方を表す4つの条文があります。これらをまとめて「4つの原則」と言います。



差別のないこと(第2条 差別の禁止)

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



こどもにとって最もよいこと (第3条 こどもの最善の利益)

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



命を守られ成長できること (第6条 生命、生存及び発達に対する権利)

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



意見を表明し参加できること (第12条 こどもの意見の尊重)

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

こどもの「意味のある参加」とは

こどもの参加（こどもがこどもに関わる事柄について意見を表し、それがおとなに考慮されること）は、それ自体がこどもの権利であるとともに、条約に定められた他の権利が実現するための大切な手段でもあります。

こどもの参加の方法は、こどもの年齢や状況によって様々な形があります。

参加する「場」、意見を言える環境、意見を聴くおとなの存在があり、そして、参加が実際の意思決定に何らかの影響を与えることによって、「意味のある参加」となることが大切です。

おとなは、こどもが意見を表しやすいよう、わかりやすい情報を提供すること、また、意見を聴いた結果についてこどもに報告することも大切です。

重大な人権侵害としての「児童虐待」

虐待はこどもの
健やかな成長や
発達を阻害する
重大な
人権侵害
です

親権の行使にあたり子の人格の尊重、年齢・発達の程度への配慮が義務付けられ、**体罰その他心身に有害な影響を及ぼす言動を禁止**しています。

(民法第821条、児童虐待防止法第14条)

児童虐待は「こどもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える」ものです。(児童虐待の防止等に関する法律第1条)

「しつけ」と称する言動が、こどもの権利を侵害し、有害な影響を与えるものでないか、**保護者とともに考える視点**が重要です。

こどもの人格を尊重する子育て

ー ポジティブ・ディシプリンの考え方 ー

ポジティブ・ディシプリンとは、こどもの人格や尊厳を尊重しながら、社会の中で生きていくために必要な力を育む養育の考え方です。

体罰や威圧によって行動をコントロールするのではなく、こどもが理解し納得しながら行動できるよう支援することを大切にします。

こどもは発達の過程にあり、感情や行動をうまくコントロールできないことがあります。困った行動の背景には気持ちや理由があることを理解しようとする姿勢が重要です。

こどもへの関わりのポイント

- ✓ できていることに目を向けて認める
- ✓ してほしい行動を具体的に伝える
- ✓ 理由を説明しながら繰り返し教える
- ✓ こどもの気持ちを受け止める
- ✓ 安心できる関係をつくる

このような関わりは、こどもの安心感や自己肯定感を育て、望ましい行動につながりやすくなります。

保護者への声かけのヒント

保護者の中には、「どう関わればよいか分からない」「つい強く叱ってしまう」と悩んでいる方も少なくありません。

保護者を責めるのではなく、共に考える姿勢で伝えることが大切です。

支援の視点

こどもの権利が尊重される養育環境は、虐待の予防にもつながります。

日々の関わりの中でこうした養育の視点を伝えることは、保護者の安心や養育力の向上につながる場合があります。

また、保護者自身が困難やストレスを抱えていることも少なくありません。

必要に応じて支援につなぐ視点も重要です。